

1. 件名: 京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年1月28日(木) 13:30~15:30

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、堀内安全審査官

京都大学複合原子力科学研究所 助教 他1名

5. 要旨

(1) 京都大学複合原子力科学研究所(以下「京大」という。)から、令和2年9月30日付けで申請のあった京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書について、資料に基づき説明を受けた。また、原子力規制庁から、主に以下の点について指摘した。

○緊急時における組織内規程類を作成することについて、記載が明確になっていないため明確にすること。

○緊急時における見学者等に対する避難指示について、記載が明確になっていないため明確にすること。

○保安教育の内容の見直しについて、見直しの頻度が確認できないことから、当該内容を明確にすること。

○品質目標を達成するための計画に含める事項として、必要な資源、責任者、結果の評価方法等の記載を要求しているが、当該の記載が確認できないことから、保安活動の実施状況に基づき、その内容を明確にすること。

(2) 京大から、承知した旨の発言があった。

6. 資料

- ・資料1 品質基準規則及び解釈、品質管理計画、保安規定の品質マネジメントに関する条項の比較表
- ・資料2 保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表
- ・資料3 核燃料物質使用変更承認申請書(特別核燃料貯蔵室)と保安規定改定案の対比表
- ・資料4 保安措置ガイド(VI 施設管理)と保安規定改定案の対比表

以上